

労 働 金 庫 利 用 規 程

(目 的)

第一条 この規程は自治労神奈川県公営企業労働組合の組合員（以下組合員という）が神奈川県労働金庫（以下労金という）を利用するに際し、必要な取り扱いを定めるものとし、労金の定款および業務方針による外はこの規程による。

(労金委員会)

第二条 労金利用の公正・円滑および慎重な取り扱いを期するため、この組合に労働金庫対策委員会（以下労金委員会という）を設置する。

- 2 労金委員会は執行委員長、副執行委員長、書記長、財政部長、文化厚生部長の計五名で構成し、任期は役職の在任期間とする。
- 3 労金委員会の運営については文化厚生部長があたる。
- 4 労金委員会のもとに書記の中から事務取り扱いを置く。事務取り扱いの責任者は書記長とする。
- 5 労金委員会は組合員の労金に関する借入又は預金、その他必要ないっさいの業務を行なうものとする。

(預 金)

第三条 組合員は、労金の行う全種目の預金を行うことができる。なお、その方法については労金または労金委員会の定めるところによるものとする。

(借入の条件)

第四条 組合員は、労金から労金の定める範囲において借入金または融資(以下借入という)を受けることができる。

(借入の申込)

第五条 借入を受けようとする組合員は借入の事由、連帯保証人等を所定の申込書に明記し、別に定める必要書類等を添付して分会長を経由し、労金委員会に申し込まなければならない。

- | | |
|-------------|-----|
| ① 所定の借入申込書 | 二 通 |
| ② 所定の借用証書 | 一 通 |
| ③ 借入者の印鑑証明書 | 一 通 |
| ④ その他必要書類 | |

(連帯保証人)

第六条 連帯保証人は借入者の支払いが完了するまで本人に連帯して責に任じ、もし借入者に遅滞または事故があったときには本人にかわって支払いの責任を負うものとする。

- 2 連帯保証人が死亡その他により保証人の資格を失なった場合、すみやかに新たに保証人

を立てなければならない。

(借入事由)

第七条 借入の事由は次の各号に該当するものとする。

- ① 本人の住宅の新築、修理又は宅地、住宅の購入の場合
- ② 本人または親族の冠婚葬祭または医療、出産、不慮の災害等の場合
- ③ その他労金委員会が止むを得ないと認めた場合

(審査)

第八条 労金委員会は借入申し込みがあった場合、すみやかに返済能力、必要度、借入の条件等いっさいの必要な審査を行うものとする。

2 労金委員会の審査に際しては、借入申込者から直接事情聴取、財産調査等を行うことができる。

(借入の金額)

第九条 借入の金額は労金の定める金額または労金の業務方針および労金委員会の決定した金額とする。

(労金への借入申込)

第十条 労金委員会は借入を決定した場合、審査を証する書面および執行委員長の捺印をそえてただちに労金に申し込まなければならない。なお、労金においての審査および決定については、労金委員会は責めを負わないものとする。

(実費負担)

第十一条 借入申込者は借入申し込みに要する印紙代、その他の実費を負担するものとする。

(借入金返済)

第十二条 借入金の返済は労金の定める方法または労金委員会の決定に従い、行わなければならない。

(資格変更)

第十三条 借入者が借入金の完全返済にいたらず組合員でなくなった場合、次の名号に定めるところにより処理する。ただし、いかなる場合でも組合は借入者から他の一切の債務に優先して本人の給与・退職金その他の財産を借入金の返済にあてる権利を保有する。

- ① 借入を受けている組合員が退職または死亡したときは退職金等によってすみやかに返済するものとする。
- ② 借入を受けている組合員が組合を脱退したときはただちに返済するものとする。
- ③ 借入を受けている組合員が非組合員となったときには本人の組合への協力状況を勘案して労金委員会が決定する。
- ④ 知事部局等に出向したときには出向先の組合の決定または労金委員会の決定に従うものとする。

(滞納)

第十四条 借入者が滞納等を生じさせた場合、労金委員会はすみやかに必要な措置をとらな

なければならない。この場合借入者は労金委員会の決定に従わなければならない。

(監 査)

第十五条 この組合の行う労金業務に関しては、年一回以上組合規約にもとづく会計監査を受けなければならない。

(規程外の処理)

第十六条 この規程に定めるもののほか、必要な取扱いおよび処理に関しては執行委員会の決定により行なうものとする。

(組合の利用)

第十七条 この組合が労金を利用する場合には、別に定めるところによるものとする。

(規程の改廃)

第十八条 この規程の改廃は中央委員会の議決によらなければならない。

附 則

この規程は 1965 年 8 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は 1970 年 8 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は 1971 年 1 月 27 日から適用する。

附 則

この規程は 1973 年 8 月 25 日から適用する。